

シリーズ企画

オリンピックと屋内全面禁煙法・条例(その38) ・「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」可決 ・都の条例にJTがコメント

北九州市医師会広報委員会委員
産業医科大学産業生態科学研究所
健康開発科学研究室 教授

大和 浩

①「子どもの保護は社会全体の責任」

標記の条例が可決されました。詳細は東京都議会のHPに公開されています。

<http://www.gikai.metro.tokyo.jp/bill/2017/3-2.html>

先月号で紹介した官公庁や飲食店等の公共的な空間の受動喫煙の防止を目的とした罰則のある「東京都受動喫煙防止条例(仮称)」は来年2月の都議会に上程される予定です。9月に可決されたのは、自宅や自家用車内での受動喫煙から子どもを守るために作られた罰則のない啓発的な条例です。

飲食店を禁煙化する条例にはタバコ産業と飲食店業界から強い反発が発生しますが、「子どもを守る」ことには反対する業界は存在しません。子どもを守る条例が施行され、吸えない場所が増えることで「受動喫煙は健康に悪い」という意識が高まり、屋内をすべて禁煙化する法律・条例につながる事が期待されます。

まず、前文は以下の通りです。今回の条例の必要性について、私たちが集めたデータをもとに解説します(都条例を引用している枠囲みは原文どおり「たばこ」とひらがな表記し、また、読みやすくするために一部の文言を省略しています)。

たばこの煙がたばこを吸う人だけでなく、周囲の人の生命及び健康にも悪影響を及ぼすことが明らかとなっており、これまで以上に都民の関心を高め、理解を深め、社会全体の共通認識を広げていく必要がある。

とりわけ子どもについては、自らの意思で受動喫煙を避けることが困難であり、保護の必要性が高い。

また、子どもは社会の宝、未来への希望であり、全ての子どもが安心して暮らせる環境を整備することは、社会全体の責務である。

このような認識の下、都において子どもの受動喫煙からの保護を一層図るべく、この条例を制定する。

まったくその通りだと思います。子どもを乗せた自家用車で喫煙する保護者を見て、心を痛めている医師は多いことと思います。

第一条 目的

この条例は、子どもの生命及び健康を受動喫煙の悪影響から保護するための措置を講ずることにより、子どもの心身の健やかな成長に寄与するとともに、現在及び将来の都民の健康で快適な生活の維持を図ることを目的とする。

第二条 用語の定義(下線は筆者)

一 たばこ たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第二条第三号に規定する製造たばこ又は同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品で、喫煙用に供されるものをいう。

- 二 喫煙 たばこに火をつけ、又はこれを加熱し、その煙を発生させることをいう。
- 三 受動喫煙 他人が発生させるたばこの煙又はたばこを吸っている他人の呼気に含まれる煙(肉眼で見える煙に限らず、残留するたばこの臭気その他の排出物を含む。)にさらされることをいう。
- 四 子ども 児童虐待防止法に規定する児童をいう。
- 五 保護者 児童虐待防止法第二条に規定する保護者をいう。
- 六 家庭等 子どもが住所又は居所として継続的に居住する場所をいう。
- 七 学校 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校等をいう。
- 八 児童福祉施設 児童福祉法第七条第一項に規定するものをいう。
- 九 関係機関等 学校、児童福祉施設、医療機関等、子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員をいう。

本誌9月号で紹介した加熱式タバコ、つまり、iQOS（アイコス）、Ploom TECH（プルームテック）、glo（グロー）も含まれること、また、喫煙者の呼気に含まれるタバコ臭(三次喫煙)も条例の対象であることが明記されています。

第三条 都民の責務

都民は、受動喫煙による健康への悪影響に関する理解を深めるとともに、いかなる場所においても、子どもに受動喫煙をさせることのないよう努めなければならない。

2 都民は、都が実施する子どもの受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第四条 都の責務

都は、子どもの受動喫煙を防止するための環境の整備に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第五条 推進体制の整備

都は、都民、区市町村及び関係機関等と連携し、及び協力して、子どもの受動喫煙の防止に関する必要な施策を推進するための体制を整備するものとする。

第三～五条は普通のこと書かれています。「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」の本領発揮は第六条以降です。

第六条 家庭等における受動喫煙防止等

保護者は、家庭等において、子どもの受動喫煙防止に努めなければならない。

2 喫煙をしようとする者は、家庭等において、子どもと同室の空間で喫煙をしないよう努めなければならない。

本シリーズで繰り返し解説しているように、タバコの燃焼によって発生する煙も微小粒子状物質(PM_{2.5})です。一般家庭の6畳の個室で1本の喫煙をした場合のPM_{2.5}濃度は600～700μg/m³に達しました。これは、大気汚染が最もひどくなる1月の北京市のPM_{2.5}の汚染状況に相当します。ドアや襖の隙間から隣のリビングに拡散したPM_{2.5}も200μg/m³に達しました(図1(24ページ参照))。幼稚園の先生から「子どもを抱き寄せたときや幼稚園バッグを開いたらタバコの臭いがする」と聞いたことがあります。きっと保護者が家庭内で喫煙しているのでしょう。このような高濃度のタバコ煙の曝露は虐待に相当します。子どもが青あざをつけて幼稚園や学校に来れば、先生から児童相談所や市町村に通報されます。そのような家庭環境から子どもたちを守るための条例です。

第七条 家庭等の外における受動喫煙防止

保護者は、家庭等の外においても、受動喫煙を防止する措置が講じられていない施設又は喫煙専用室その他の喫煙の用に供する場所に、子どもを立ち入らせないよう努めなければならない。

数年前、ファミリーレストランの受動喫煙の曝露濃度の調査をした際、図2(24ページ参照)のように子どもを連れて喫煙席で食事をする一家を目撃しました。その時の喫煙席のPM_{2.5}の濃度が右の

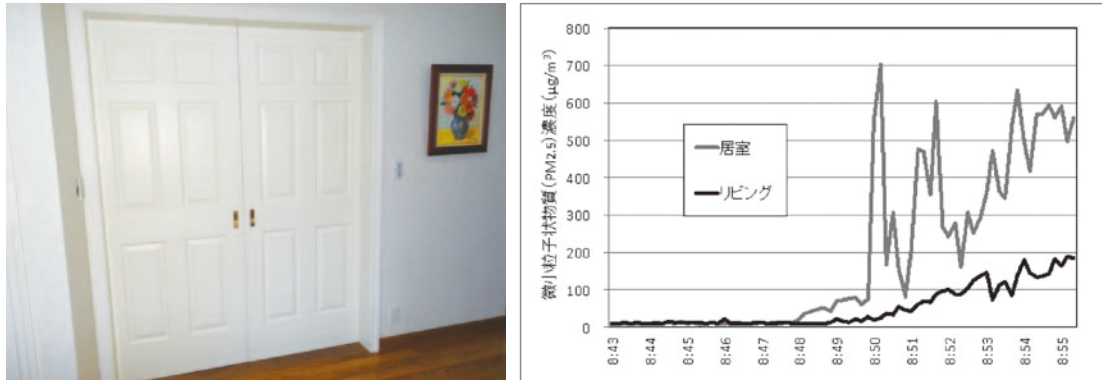


図1. 個室で喫煙した場合のリビングの汚染(受動喫煙)

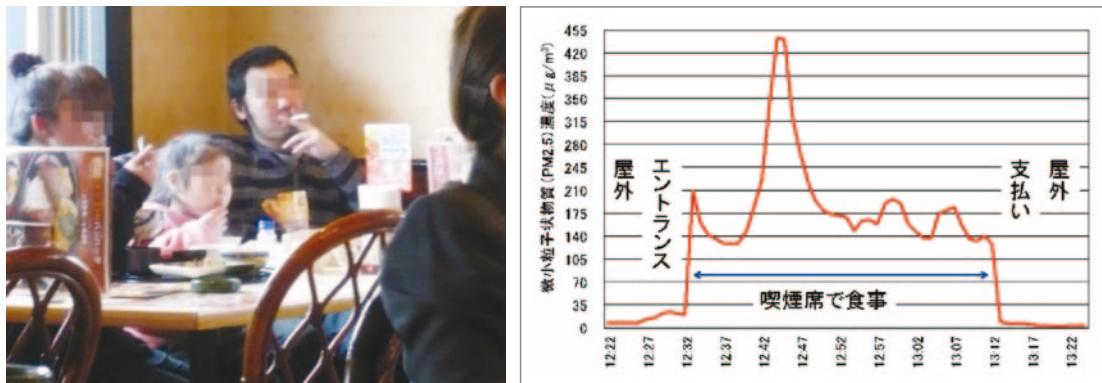


図2. ファミリーレストランの喫煙席の子連れの家族

グラフです。きっと、家庭内でも同じように喫煙しているのでしょう。今後、東京都で子どもを連れていた場合、ファミリーレストランの喫煙席には案内されなくなり、心が痛むような光景が減ることでしょう。

第八条 自動車内における喫煙制限
喫煙をしようとする者は、子どもが同乗している自動車内において、喫煙をしないよう努めなければならない。

自動車内で喫煙した場合の受動喫煙の曝露濃度を測定したところ、窓を全開してもPM2.5で500µg/m³、窓を閉めると3000µg/m³に達しました。全部で8パターンの測定をしていますので、資料=(27～28ページ参照)をご覧ください。条例があれば、子どもを乗せて喫煙する保護者を注意することができます。イギリス、カナダ、オーストラリアやアメリカの多くの州では、罰則付きの法

律で未成年者が同乗する車内での喫煙を禁止しています。わが国でもそうすべきです。

第九条 公園等における受動喫煙防止
喫煙をしようとする者は、公園、児童遊園又は広場等において、子どもの受動喫煙防止に努めなければならない。

屋外で風下に流れるタバコ煙の濃度を測定したところ、25メートル離れていても測定器でPM2.5を感知しました(図3)。実際には、測定器よりもヒトの鼻の方が敏感です。特に、都会ではオフィスが禁煙化されたことで公園に喫煙者が集まって喫煙コーナー化している事例を見かけます。東京都港区では条例により公園は禁煙とされています(図4)。「北九州市公共の場所における喫煙の防止に関する条例」で「道路、公園その他の公共場所」で喫煙をしないよう努めなければならない、とされています。どの公園にも港区のように大きな文字

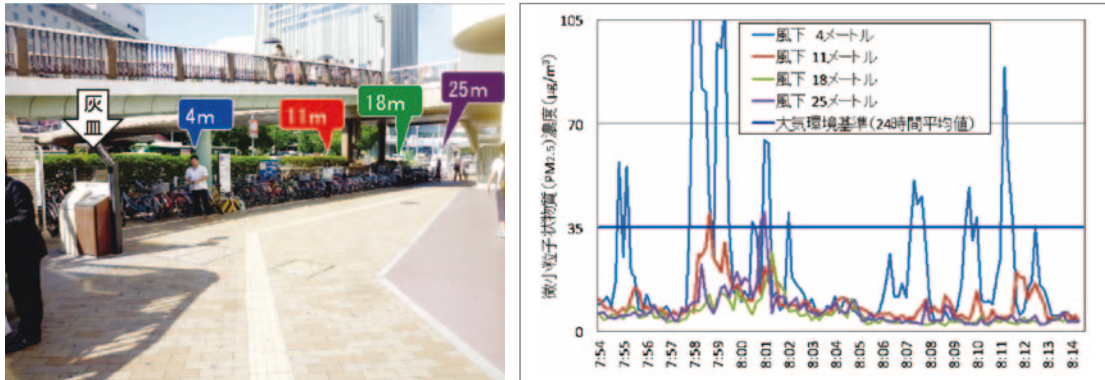


図3. 灰皿から風下25メートルでも明らかな受動喫煙発生

で「全面禁煙」と掲示して禁煙を徹底して欲しいと思います。

第十条 学校等周辺の受動喫煙防止
喫煙をしようとする者は、学校、児童福祉施設その他これらに準ずるものの周辺の路上において、子どもの受動喫煙防止に努めなければならない。

本誌2016年8月号で紹介したように北海道美唄市は条例で「校門を中心とする100メートル以内の路上では受動喫煙を防止するよう努めなければならない」とされています。校門のすぐ外で喫煙していた先生も、この条例ができれば自宅に帰るまで我慢せざるを得なくなり、禁煙を達成できるのではないのでしょうか。運動会などの行事で校門のすぐ外に灰皿を置くこともできなくなり、保護者への啓発効果も期待できます。

第十一条 小児医療施設周辺の受動喫煙防止
喫煙をしようとする者は、小児科又は小児歯科の病院又は診療所その他これらに準ずるものの敷地の外周から七メートル以内の路上において、子どもの受動喫煙防止に努めなければならない。

小児医療施設を特別に規制の対象としていることは本条例のユニークな点です。小児科のクリニックだけでなく、総合病院にも小児科はありま



図4. 東京都港区では条例により公園は全面禁煙

すので、大規模病院の悩み、敷地境界で喫煙する患者さんや見舞客にも「都条例ですから吸わないでください」と注意しやすくなることでしょう。

第十二条 啓発等

都は、子どもの受動喫煙を防止するため、受動喫煙の有害性、禁煙の効果及び禁煙治療に関する知識の普及啓発を講ずるものとする。

2 都は、子どもの受動喫煙を防止するための助言、支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十三条 教育

都は、学校教育、社会教育その他の教育の場において、受動喫煙の有害性及び受動喫煙の防止に関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 都は、この条例の施行の日から起算して一年後に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

提案理由

子どもの心身の健やかな成長のため、子どもを受動喫煙から保護するための措置を講ずる必要がある。

「提案理由」の精神を貫き、「啓発」と「教育」に努めて欲しいと思います。

②「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」に対するJTのコメント

子ども守ることに賛成するポーズを示しながら、以下の反対意見をHPに表明しました。

- ・加熱式タバコは規制から除外すべし
- ・受動喫煙の定義から「残留するたばこの臭気その他の排出物」を削除せよ

⇒これまでJTは「受動喫煙の有害性は科学的に証明されていない」と主張していましたが、加熱式タバコは規制から免除して欲しい、と戦略を変えたようです。

- ・「18歳未満」と特定の年齢で線を引くことは不適當
- ・家庭内、家庭外、自動車、公園、学校や小児医療施設周囲という場所ごとの措置は不適當
- ・特に、家庭内や自動車内の私的空間への規制には合理的な理由が必要

⇒以上3点は少しでも規制の対象を減らしたい、というタバコ産業の悲鳴です。本誌2018年6月号でも紹介したようにスクリーミング反応に陽性です(タバコ産業が反対を表明する対策は喫煙率を減少させる有効な対策)。条例どおり粛々と進めて欲しいと思います。

- ・「禁煙の効果、禁煙治療に関する知識の普及啓発」は、子どもを対象とした条例には不要
- ⇒こんな難癖の付け方もあるものか、と逆に感心しました。

北九州市でも同様の「子どもを守る条例」が必要だと思っています。本医師会から市に働きかけられないのでしょうか。

資料1

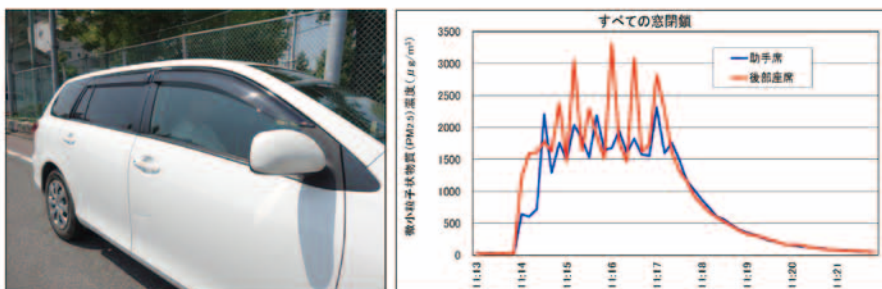
資料: 自家用車内で喫煙した場合の同乗者の受動喫煙

〈測定機器〉 デジタル粉じん計(TSI社製、Sidepak AM510)を用い、
 車内の微小粒子状物質(PM2.5)濃度($\mu\text{g}/\text{m}^3$)を10秒毎の平均値を記録した。
 〈使用車両〉5人乗り、普通乗用車
 〈測定位置〉 助手席、後部座席中央で顔の高さに固定
 〈エアコン〉換気モードに設定

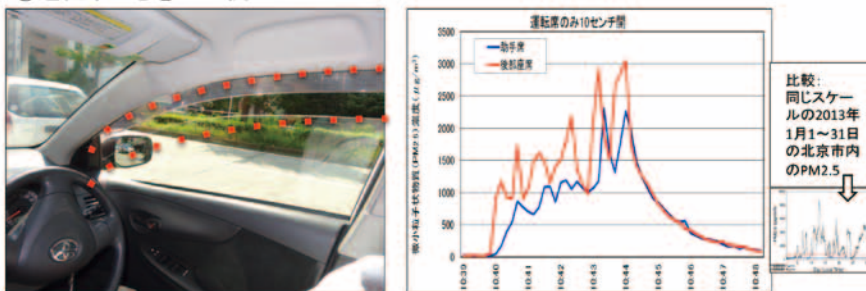
大和 浩. タバコ煙という微小粒子状物質(PM2.5)への曝露の実態
 日本小児禁煙研究会雑誌. 第4巻, 第2号, 91-103, 2014



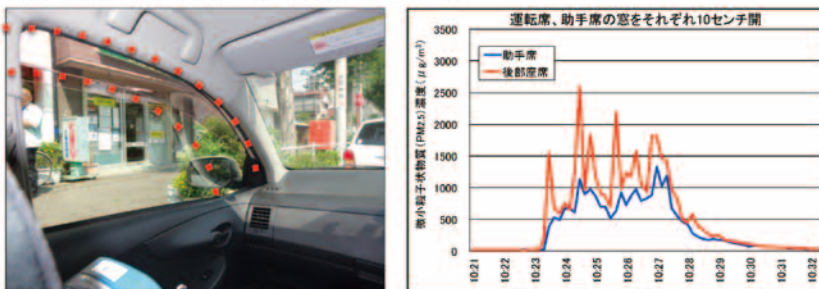
①すべての窓を閉鎖



②運転席の窓を10cm開



③運転席の窓10cm開+助手席側の窓10cm開



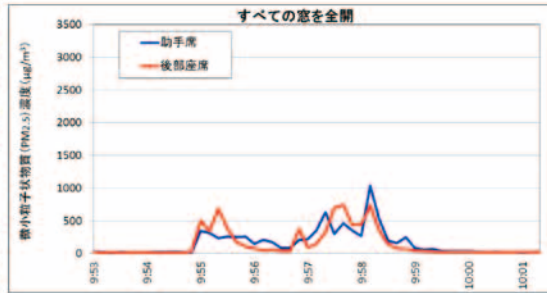
資料2

自家用車内で喫煙した場合の同乗者の受動喫煙(続き)

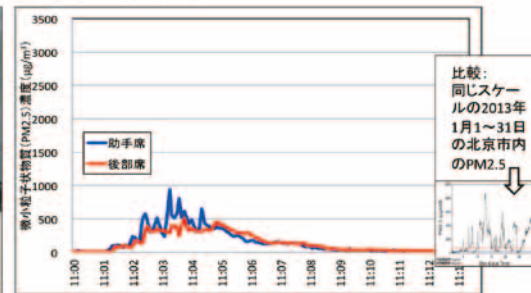
④運転席の窓10cm開+後部席左側の窓を10cm開



⑤すべての窓を全開



⑥運転席の窓を全開とし、タバコを持った手を窓の外に出す



⑦運転席の窓を全開とし、タバコを持った手を外に出し、外に向かって煙を吐き出す

